

参考資料

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料

- ・ 第194回 令和4年5月26日開催

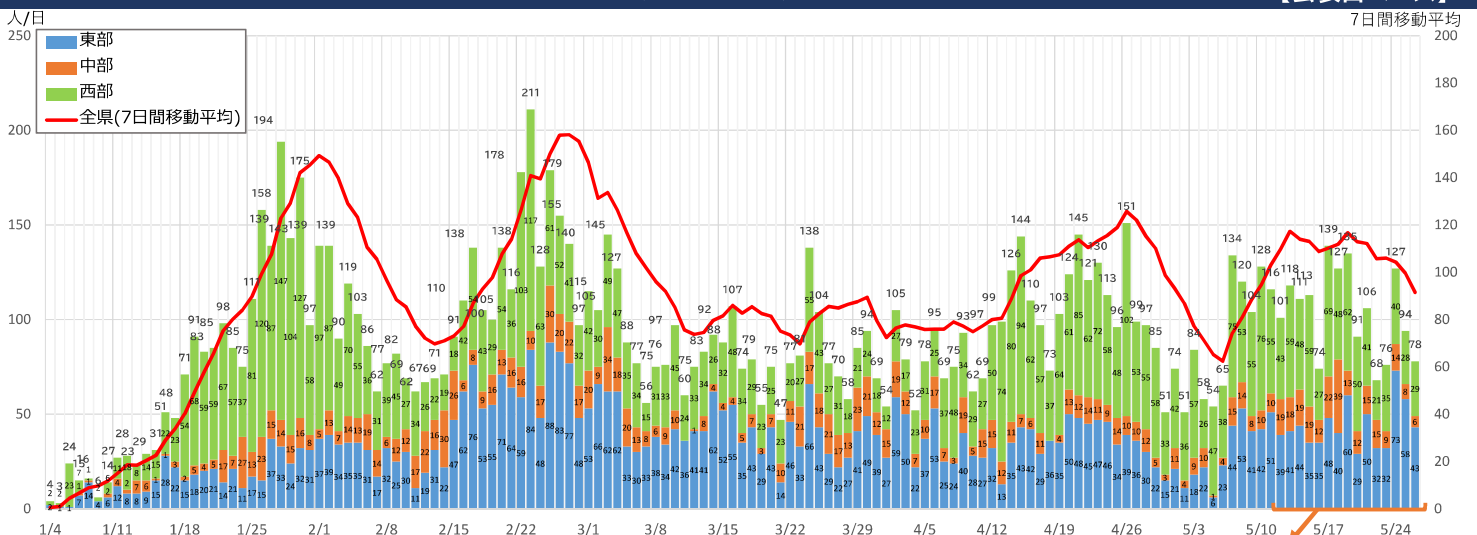
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

鳥取県新型コロナウイルス感染症対策本部（第194回）

- 日時：令和4年5月26日（木）午後3時から
- 場所：鳥取県庁災害対策本部室（第2庁舎3階）
- 出席：知事、副知事、統轄監
 新型コロナウイルス感染症対策本部事務局、交流人口拡大本部、危機管理局、総務部、福祉保健部、子育て・人財局、教育委員会
 （テレビ会議参加）
 東部地域振興事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、日野振興センター
 鳥取市保健所長
 鳥取大学医学部 景山教授（アドバイザー）
 鳥取大学医学部 千酌教授（アドバイザー）
- 議題：
 - (1) 県内の感染状況について
 - (2) その他

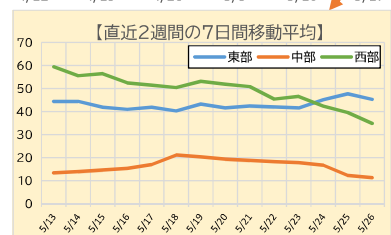
新規陽性者数の推移

【公表日ベース】



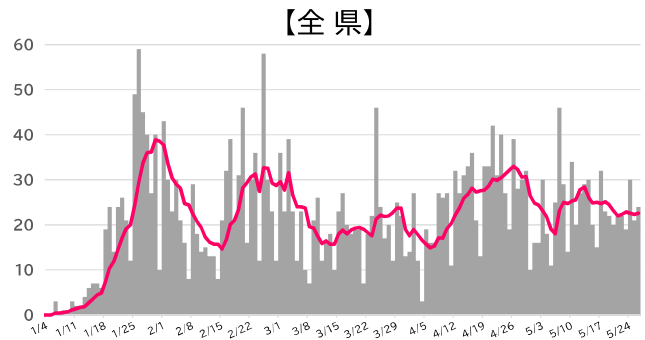
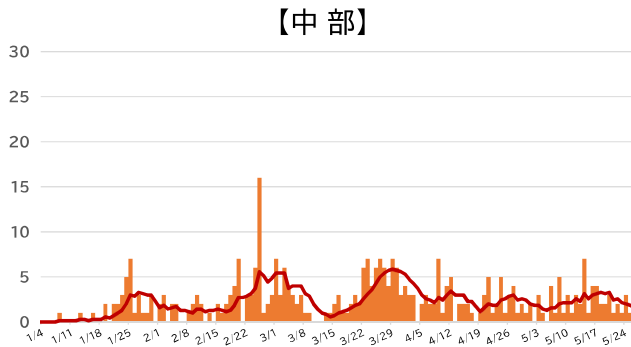
1/4～5/26の保健所ごとの累計発表陽性者数

管轄保健所	鳥取	倉吉	米子	全県計
累計陽性者数	5,118	1,643	6,371	13,132



感染経路不明者数の推移

【公表日ベース】



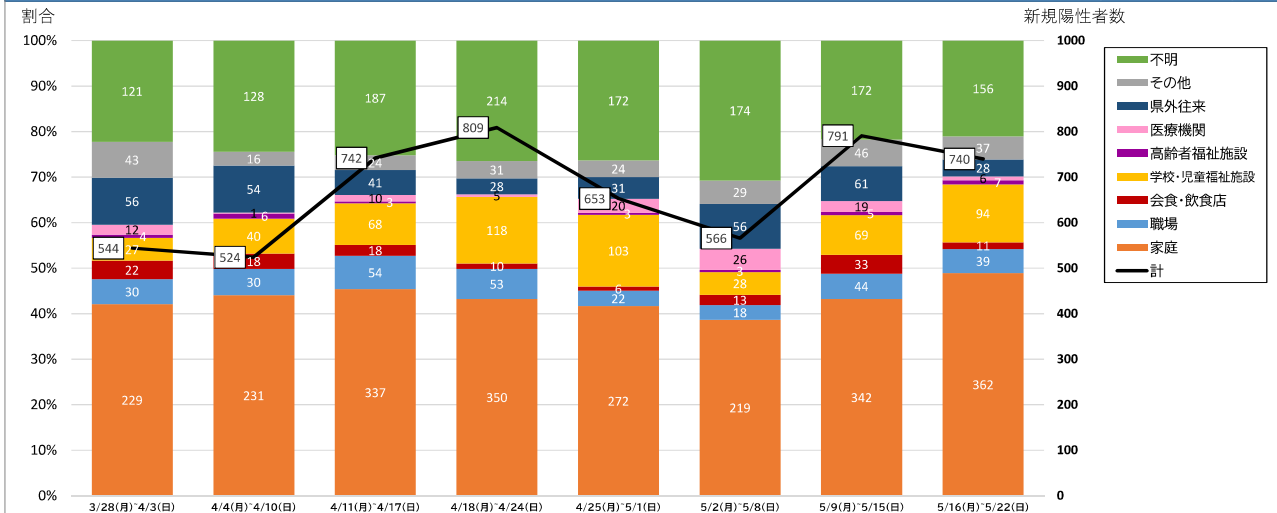
※折れ線グラフは7日間移動平均
※5/26は速報値 3

最近の感染事例

- 学校・保育所等での児童間感染から家庭内へ感染伝播
 - ➡ 家庭内での兄弟間感染により他学年や他学校・保育所等へさらに感染拡大
- 高齢者福祉施設や医療機関で集団感染

【推定感染経路割合の推移】

(公表日ベース)



特措法第24条第9項による「感染対策推進月間」への協力要請

依然として新規陽性者数が高いレベルで推移しているため、**引き続き感染対策の徹底**を要請します。

- **区 域** 鳥取県全域
- **期 間** 令和4年5月26日から6月30日まで
- **要請内容**

新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項は、新型コロナウイルスの感染拡大を抑え込むために、県民の皆様が協力をお願いする制度です。

- “飛沫”を意識して**メリハリのあるマスク着用**をお願いします。
- こまめに手洗い、消毒、換気などの**基本的な感染防止対策の徹底**をお願いします。
- 検温など体調把握に努め、**御自身の体調の悪い場合だけでなく、御家族に体調不良者がいる場合は、登校・出勤等は控えていただくよう**お願いします。
- 安心して活動していただくために、**積極的な無料検査の受検**をお願いします。
- **県外往来された際は、帰県後1週間は、大人数での会合への出席自粛**や混雑した場所、換気の悪い場所など**感染リスクの高い場所を避けるよう**お願いします。

5

「感染対策推進月間」マスクの正しいつけ方 ～日常生活～

- ・ 政府が示したマスク着用の見解は、**本県が従前より呼びかけている“メリハリのあるマスク着用”の内容と基本的には変わりません**
- ・ **飛沫を意識して場面毎でマスクを着けたり・外したりする“メリハリのあるマスク習慣”**をお願いします。

場面毎のポイント

【屋外】

マスクを外していただいても大丈夫です

【留意点】

- ・ 会話の際は、距離を取ってください。
- ・ 距離を取ることが難しい場合は、マスク着用を



熱中症予防のポイント

- ✓ 屋外での農作業や運動等の際は、周囲との距離を確保の上、マスクを外す！
※こまめな水分補給も重要です



【屋内】

基本的にマスク着用をお願いします

【留意点】

- ・ 人の距離が確保でき、かつ会話をほとんど行わない場面では、例外的にマスクを外して大丈夫です
(例：図書館で一人で読書など)



運動時のポイント

- ✓ 距離をとれば運動時は必要ないが、休憩時や更衣室ではマスク着用を忘れずに！



鳥取砂丘の真ん中では、マスクを外しても大丈夫です！

6

「感染対策推進月間」マスクの正しいつけ方 ～学校～

- ・ 5 / 23 に国の基本的対処方針が改正され、マスク着用の考え方が示されたところ。
- ・ 学校においては、引き続き、従来どおりのマスク着用の柔軟な対応を行うなど、感染防止対策を徹底しましょう。



原則、マスク着用

- 身体的距離が十分とれない場合
- 換気が不十分な場合 等



以下のような場合は、マスク着用は不要

- 屋外で十分な身体的距離が確保できる場合
- 熱中症等の健康被害が発生する恐れがある場合 等



外遊び
2mの身体的距離が保てる



体育・部活動
更衣室や待機中はマスク着用



夏場で熱中症の危険
登下校中で会話時はマスク着用



自然観察
会話なし

7

「感染対策推進月間」マスクの正しいつけ方 ～保育施設等～

- マスクは一律には着用を求めませんが、飛沫感染対策としてマスク着用は有効です。
- 子どもの発達状況に応じて可能な範囲で着用しましょう。

年齢区分	マスクの正しいつけ方
2歳未満児	着けない
2歳児 ・ 3歳以上児	<p>発達状況等に応じて可能な範囲でマスクを着用</p> <p>〔着用するとき〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもが集まり距離が十分にとれない場合 ・ 屋内で換気が十分にできない場合 ・ 合唱、歌遊び、発表会等行事・練習など飛沫感染のおそれのある活動 など <p>〔着用時の注意〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 息苦しくないか等の体調変化に十分注意する ・ 熱中症のおそれがある場合や体調が悪い場合は、マスクを外す <p>※マスクを着けない時は、特に、換気や手洗い・消毒などの基本的な感染対策を徹底しましょう</p>



- ◆ 状況に応じてマスクを着脱できるよう、マスクを準備しておきましょう
(工夫例) 袋に入れてロッカーや机に常備

8

「感染対策推進月間」ワクチン接種の加速化

市町村、県の垣根を超え、アウトリーチによりワクチン3回目接種加速化を強力に推進する

- ・未接種者への接種勧奨、オンデマンド型出張接種の実施等、県が市町村に協力
- ・企業・大学、公共施設等に出向いてのオンデマンド型接種会場の開設・運営
- ・夏休み中のショッピングセンターでの臨時接種会場の開設・運営
- ・SNS等の各種メディア広告、県教委と連携した学校を通じた情報発信

<県営接種会場>

[東部] 新日本海新聞本社 5/28 6/25

[中部] 倉吉シティホテル 6/17,18

[西部] 米子しんまち天満屋 6/4

・4回目接種開始 (6/4~)

・1~3回目接種の方も (5/28~)
ノバボックスも開始

◎ イオンモール日吉津に接種会場



夏休みは、親子で立ち寄りやすいショッピングモールに接種会場を開設します (7~8月)



◎ オンデマンド型接種会場

職域共同プロジェクト
を発展・進化



接種を希望される企業、大学、公共施設等にワクチンバスが出かけていき、その場でワクチン接種を行います (6~8月)
※概ね10名から受付

◎ お仕事帰りにワクチン接種!



金曜の夜、接種会場を開設します
平日や土日の日中はお忙しい方も、お仕事帰り・お休み前に、最短20分で接種できます (6/17,中部)



「感染対策推進月間」医療提供体制及び療養環境の確保

➤ 院内感染防止対策の強化

- ・相次いだ院内感染事例を踏まえ、**院内感染対策ガイドラインを改定し、各医療機関に徹底を要請**
<見直しのポイント>
 - ・関係する2名以上の者が感染した場合等における一両日中の一斉検査
 - ・患者における発熱、体調不良時の症状が出た場合の速やかな検査、可能な限りの入院時検査の実施
 - ・陽性者判明時のアイシールドの常時着用等の検討、感染者多数発生した場合のN95マスクの常時着用等の検討など、標準予防策のレベルアップ
- ・コロナ患者用病床以外の病床における感染拡大防止の設備整備を支援【5月補正】

➔ **入院患者が感染した場合も、同じ病院で感染防止しながら、入院の原因となった疾患の治療を続けられる環境を整備** (軽症が多いオミクロン株の特徴を踏まえた対応)

➤ 速やかな治療薬処方体制整備の推進

- ・重症化リスクのある軽症患者について、**モルヌピラビルを診療所等で処方し、服用中のフォローアップも** (医師会と連携)
- 【ラゲブリオ取扱い登録状況[5/23現在]】医療機関:105機関 薬局:107機関 ➔ 4月末から38機関増

➤ 宿泊療養施設の追加確保

- ・新たに協力いただける宿泊施設の確保へ調整

「感染対策推進月間」 保健所の応援体制

今後感染拡大しても保健所機能が維持できるよう体制を拡充強化

- ◆保健所業務の一部を更に外部委託へ
- ◆各保健所 計170名の体制で業務応援を実施中
(感染状況に応じて日々、柔軟に応援人数を調整)
- ◆最大300名の人員体制を確保済

○各保健所業務の更なる外部委託化

- ・自宅から療養先等への患者移送業務 (5月27日から)
- ・在宅療養者への「パルスオキシメーター貸与・回収」「食料配布」 (6月1日から)

○現地応援業務

- ・入院調整業務 ・在宅療養者への物資輸送、学校等のPCR検査採取支援
- ・「クラスター対策チーム」及び「学校感染拡大防止」「子ども関係施設等感染防止」「社会福祉施設感染防止」の特命チーム派遣 等

○県庁におけるリモートによる応援業務

- ・疫学調査の電話聞取 ・在宅療養者に対する電話説明 ・療養証明発行業務
- ・HER-SYS (感染者等情報把握・管理システム) による在宅療養者等の健康観察

11

学校における「感染対策推進月間」について【R4年5月26日～6月30日】

- ・今月末まで「防ごう！感染再拡大」重点期間」として、感染防止対策に取り組んできていますが、学校においてクラスターが発生するなど、感染が継続しています。
- ・今日から6月末までを、新たに「感染対策推進月間」とし、学校や家庭における感染防止対策のより一層の徹底を図りましょう。

◆「感染対策推進月間」のポイントは、以下の3点です。

◆感染防止対策を徹底しながら、学校生活（教育活動）の継続を図りましょう。

①基本的感染対策

- ・日々の健康観察徹底
- ・換気の徹底
- ・活動中の密防止
- ・不織布マスクの推奨
- ・手指消毒の徹底



②体調不良の場合

体調不良・風邪症状等の場合は無理に登校せず、医療機関を受診
→同居家族が体調不良等の場合も登校せず自宅待機等



③無料PCR検査等

県外に出た場合、県外から来られた方と接触した場合等、不安がある場合は無料PCR検査等の受検を推奨



※市町村教育委員会及び私立中・高等学校にも情報提供し、感染防止対策の徹底を依頼

12

保育施設等における「感染対策推進月間」について 【R4年5月26日～6月30日】

保育施設等での感染、クラスター発生が続いています

引続き、子ども・職員等の体調管理、感染対策の徹底をお願いします

▶ 最近、発生した事例を参考にした感染対策のポイント

- ・おもちゃ等物品は、次亜塩素酸ナトリウム（約0.05%）で消毒
- ・食事や歯磨きの介助は、ゴーグル、フェイスシールドを着用
- ・外遊び後の玄関、手洗いで密を避け、間隔を空け、順番に

▶ 検査等に対する補助

- ・保育施設、社会福祉施設等に係るPCR検査の助成(10分の10)を6月末まで延長

◎「マスクの正しい着け方」を踏まえ、「保育施設における感染拡大予防ガイドライン」を改訂予定

*マスクを着けない時は、特に、換気や手洗い・消毒などの基本的な感染対策を徹底しましょう

13

社会福祉施設における「感染対策推進月間」について 【R4年5月26日～6月30日】

職員の感染を契機に施設内で感染が広がる事例が相次いでいます。
今一度、感染予防の意識を高め、より一層の警戒をお願いします。

▶ 施設内での感染を防ぐために

- ・職員は発熱に限らず、平熱でも体調不良を疑ったときは、勤務を控える。
- ・利用者の皆様は、体の不調を感じたら介護サービスの利用を控えてください。
- ▶ **不安を感じたら早期検査で陽性者を把握** 高齢者施設・医療機関等におけるPCR検査に対する助成(10分の10)を6月末まで延長しています。

▶ 基本的な感染対策の徹底

- ・エタノール濃度70%以上の消毒液により **こまめな消毒の徹底**。
- ・サーキュレーター等を利用し部屋の隅まで空気を循環させ、**換気を徹底**。
- ・利用者の方がマスクできない場面では、**職員はマスクと併せてフェイスシールド等の着用を徹底**。
- ・社会福祉施設関係者のご家族の皆様についても、**3回目ワクチン接種を推奨**。

14

医療機関における「感染対策推進月間」について 【R4年5月26日～6月30日】

○第6波に入り、BA.2系統の強い感染力の影響で、県内の医療機関で院内感染が多発していることから、専門家作成の研修動画配信（4/21）や最近の感染事例を踏まえたガイドラインの見直し（5/13）等、様々な対策強化策を講じてきたところ。

◆今なお感染事例は後を絶たず、直近の院内感染事例では、次のようなケースが発生。

院内の異なるエリアで陽性者発生が続いており、通常の診療体制に戻るのに時間がかかっている。

（考えられる原因）

○初動対応の遅れ

陽性判明の数日前から発熱等の症状があったが検査を実施しなかったことで、感染が広がった可能性がある。

○職員の感染対策に対する意識

更衣室や休憩室などバックヤードでの職員の感染対策の徹底されていなかったことから、感染が広がった可能性がある。（換気の悪い休憩室で複数の職員が食事や、更衣室やエレベーターでの会話）

 各医療機関におかれては、ガイドラインを踏まえ、院内に持ち込ませない、発生時の早期の囲い込み等について、対策の強化をお願いします。

15

「感染対策推進月間」観光・飲食支援拡大

(1) 「#WeLove山陰キャンペーン」「スペシャル・ウェルカニキャンペーン」

■ 6月30日まで期間延長！

■ 「スペシャル・ウェルカニキャンペーン」(兵庫県民・広島県民)割引を
6月1日から開始！⇒中四国+兵庫県の全域へ

➢ 鳥取県民が兵庫県・広島県内で宿泊・旅行した場合も割引等が受けられます。
(岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県に対象拡大し実施中)

※旅行会社と連携した中四国エリアでの店舗キャンペーンを実施中 → 広島県・兵庫県の店舗でも実施予定

(2) 夏のSNSプレゼントキャンペーン

■ (1) のキャンペーン対象者

① とっとり旅Instagramアカウント (@insta_tottori) をフォロー

② 県内観光地写真に「#夏の鳥取プレゼントキャンペーン」を付けて投稿



鳥取のお土産セット
をプレゼント！



(3) 食べて！泊まって！とっとり満喫プレゼントキャンペーン

県内飲食店、宿泊施設を利用すると抽選で特産品が当たる（7/1～）

16

本県のレベル移行判断目安【暫定運用】の見直し

オミクロン株感染の特性を踏まえ、以下のとおり見直しを行う

- ①「新規陽性者数(対人口10万人/週)」の目安を緩和
 - ・第5波の最大値(8/5:36人/週)と第6波の最大値(2/27:200人/週)を踏まえ、**現行目安の5倍に設定**
- ②「全療養施設使用状況」を目安から削除
 - ・在宅療養が中心となっていることを踏まえ、施設のひっ迫動向指標は「最大確保病床使用率」に一本化

※レベルⅡ：新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができていない

レベルⅢ：一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

【見直し前】

判断指標	本県独自目安 (状況を踏まえ総合的に判断)		
	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
新規陽性者数(対人口10万人/週)	10人/週	30人/週	50人/週
最大確保病床使用率	15%	50%	80%
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	—	50%	
全療養施設使用状況 (療養者数/(最大確保病床数+宿泊療養居室)) ※療養者数には在宅療養者の人数も含む	—	—	1

【見直し後】

判断指標	本県独自目安 (状況を踏まえ総合的に判断)		
	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
新規陽性者数(対人口10万人/週)	50人/週	150人/週	250人/週
最大確保病床使用率	15%	50%	80%
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	—	50%	
全療養施設使用状況 (療養者数/(最大確保病床数+宿泊療養居室)) ※療養者数には在宅療養者の人数も含む	—	—	—

17

「レベル分類」の本県独自の判断指標状況

コロナ医療が必要な人へ提供でき、一般医療の制限には明らかに至っていない状況であることから、本県の状況は、総合的な判断により「レベルⅡ」

※レベルⅡ：新規陽性者数が増加傾向。一般医療と新型コロナ医療の負荷が生じはじめているが、病床数増加でコロナ医療が必要な人へ適切な医療ができていない

Ⅲ：一般医療を相当程度制限しないと、コロナ医療が必要な人への適切な医療ができない

判断指標	数値(5月25日現在)	本県独自目安 (状況を踏まえ総合的に判断)		
		Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ
新規陽性者数(対人口10万人/週)	115.6人 (640人/55.3万人×10万人)	50人/週	150人/週	250人/週
最大確保病床使用率	18.0% (63/350床)	15%	50%	80%
重症病床使用率 (重症者以外が使用している場合も計上)	0.0% (0/47床) ※重症病床を使用していない重症者1人	—	50%	

参考指標	数値(5月25日現在)
療養者数(対人口10万人/週)	180.2人 (997人/55.3万人×10万人)
PCR陽性率(直近1週間)	6.7% (640/9,482件)
感染経路不明割合(直近1週間)	集計中

18

新「鳥取県版 新型コロナ警報」【暫定版】（5/6～）

区 分		注意報	警報	特別警報
最大確保病床使用率		圏域ごとに 15%超	圏域ごとに 30%超	圏域ごとに 50%超
運用	発令・解除の目安	<ul style="list-style-type: none"> ・ 圏域ごとに発令 ・ 発令：設定値を超える日が3日連続した日の翌日 ・ 解除：設定値以下の日が3日連続した日の翌日 		

19

「鳥取県版 新型コロナ警報」（5月26日現在）

東部地区及び西部地区に「注意報」を発令しています。

最大確保病床使用率が15%を超え、新型コロナ医療への負荷が生じはじめています。

県民の皆様には、引き続き感染対策の徹底をお願いします。

地域	発令区分	備考
東部地区	注意報	5/13～
西部地区	注意報	5/6～

<目安:最大確保病床使用率> 注意報(15%超)、警報(30%超)、特別警報(50%超) (3日連続した日の翌日から)
 <最大確保病床使用率(5/25)> 東部(27.9 %)、中部(3.1 %)、西部(15.4 %)
 ⇒東部地区は20%を大幅に超えており、「警報」に近づいています。

20

新規陽性者数を踏まえた県民への「警戒」「注意」の情報

圏域ごとに以下の①②③のいずれかが設定値に達した日に提供

区 分	感染拡大「注意」情報	感染拡大「警戒」情報
① 新規陽性者数 【7日間の累計】	10万人あたり 100 人/週 〔実数：東部・西部各225人/週 中部 100人/週〕	10万人あたり 200 人/週 〔実数：東部・西部各500人/週 中部200人/週〕
② 感染経路不明数 【7日間移動平均】	東部・西部各 10 人/日 中部 5 人/日	東部・西部各 30 人/日 中部 15 人/日
③ 新規陽性者数の前週比 【3日間累計】	増加	1.5倍

- 「感染拡大注意情報」は、レベルⅢの移行判断目安より前に、「感染拡大警戒情報」は、レベルⅣの移行判断目安より前に提供するよう基準値を設定

21

感染拡大注意情報

東部地区及び西部地区に「感染拡大注意情報」を発出します。
 県内全域で新規陽性者数が人口10万人・7日間に対して100人を超える高いレベル、かつ、感染経路不明者数も高い水準であり、感染が広がる恐れが今後も非常に高い状況です。

地域	区分	備考
東部地区	感染拡大注意情報	5/26～
西部地区	感染拡大注意情報	5/26～

22